

令和8年小布施町議会3月会議会議録

議 事 日 程（第3号）

令和8年3月6日（金）午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	田 中 助 一 君	2 番	村 中 容 君
3 番	山 崎 博 雄 君	4 番	小 倉 繭 君
5 番	久保田 守 彦 君	6 番	竹 内 淳 子 君
7 番	関 良 幸 君	8 番	寺 島 弘 樹 君
9 番	中 村 雅 代 君	10 番	福 島 浩 洋 君
12 番	小 淵 晃 君	13 番	関 悦 子 君
14 番	小 西 和 実 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 宮 透 君	副 町 長	田 中 洋 友 君
教 育 長	山 崎 茂 君	総 務 課 長	須 山 和 幸 君
企画財政課長	宮 川 伸 幸 君	住民税務課長	小 林 千 枝 君
健康福祉課長	原 茂 君	産業振興課長	宮 崎 貴 司 君
建設水道課長	山 本 順 一 君	子ども課長	益 満 崇 博 君
生涯学習課長	湯 浅 憲 彦 君	監 査 委 員	持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長 寺 島 文 彦 書 記 伊 藤 郁 哉

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員定数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

1 番、田中助一議員、3 番、山崎博雄議員から、都合により途中退席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

これより直ちに日程に入ります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小西和実君） 日程第 1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小西和実君） 最初に、10番、福島浩洋議員。

〔10番 福島浩洋君登壇〕

○10番（福島浩洋君） おはようございます。

通告に従いまして、1件3項目の質問をいたします。

我が小布施町の公共料金、約12%引上げの答申について、町は2027年～2031年度の5年間の公共料金、令和9年から令和13年の話ですけれども、上下水道料金をともに約12%引き上げることが、健全な上下水道事業経営を行うために適当との答申がマスコミに報道され、いよいよ公共料金が引上げの予算化に踏み切ることが現実には。町民の皆さんは現在も、あらゆるものの値上げ、さらに、令和9年度から上下水道料金の負担が重くなってきます。

さらに、水道水を多量に使う各飲食店、また、各製造業者ほかの業者の値上げの大義名分が想定されると思われるが、令和8年度は公共的資金から物価高騰対策として、全町民1人1万円、そして、ゼロ歳から高校3年生まで1人当たり2万円の補助があり、子育て家庭には大変ありがたいことですが、令和9年度以降の対策や町の方策について質問いたします。

1つとして、令和9年度より公共料金、上下水道料金、約12%の値上げの答申に対し、町長は町民の皆様に丁寧に説明しなければなりません、具体的な方策はどのように。

2番、令和9年度より約12%の値上げの実施が施行されると、当然のごとく、町内の各飲食店、それに伴う各業者、各業界の値上げの大義名分が、そして値上げラッシュになると思いますが、行政としての対策はこれからどのように行われるか。

3番、答申では、2027年度から2031年度、令和9年度から令和13年度ですが、5年間としたが、今後、これからの設備の急激な変化による事故や中区配水池更新計画の早まりによっての見直しの考えはありますか、質問いたします。

○議長（小西和実君） 山本建設水道課長。

〔建設水道課長 山本順一君登壇〕

○建設水道課長（山本順一君） おはようございます。

それでは、私のほうから、福島議員の3点のご質問について、順次お答えをいたします。

1点目の値上げの答申に対する町民への説明の方策についてお答えをいたします。

小布施町上下水道事業運営審議会は、令和6年6月17日に設置し、上下水道料金改定についてご審議をいただきました。2月2日の答申までの約2年間で、9名、延べ10名の委員の

皆様により、合計7回の審議会を開催しております。

主な答申内容として、水道事業、下水道事業ともに、料金算定期間を令和9年度から令和13年度までの5年間とし、水道料金、下水道使用料の改定時期を令和9年度とすることが適当である。水道料金、下水道使用料ともに、約12%引き上げることができる改定が適当である。また、公共下水道事業と農業集落排水事業の使用料を統一することが適当である。基本水量制は廃止することが適当であるなどがありました。

また、附帯意見の主なものとして、水道料金、下水道使用料の改定は不可避であるが、利用者の負担が過度なものとならないよう十分配慮されたい。答申内容は段階的な料金改定を前提としたものである。適正な上下水道料金の在り方について、今後も検討・審議を継続されたい。今回の改定を行ってもなお、令和14年度からの次回料金算定期間においては厳しい財政状況が予想されている。改定に際しては、十分な周知と丁寧な説明を行い、利用者の理解を得られるよう努められたいなどがありました。

今後、町民の皆様のご意見を伺うために、毎年実施しているコミュニティ、自治会を対象といたしました町政懇談会、公民館講堂など大勢の方が参加できる会場での説明会、企業の皆様を対象とした説明会などを予定しております。運営審議会の答申を重く受け止めつつ、住民の皆様のご意見をお聞きし、令和8年度上半期中をめぐり方向性をお示しできればと考えております。

また、令和14年度以降の上下水道料金につきましても、今回改定を行ってもなお、令和14年度からの次回料金算定期間においては厳しい財政状況が予想されているとの答申の附帯意見があり、令和14年度以降も料金算定期間5年間をめぐり、適正な上下水道料金の検討は定期的に必要と考えております。

続きまして、2点目の水道料金、下水道使用料の値上げに対する飲食店や事業者の値上げ対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今回の水道料金、下水等使用料の改定により、町内各事業者、飲食店等による価格転嫁となる可能性は十分あると認識しております。しかしながら、まだ上下水道運営審議会からの答申を受けた段階であり、町としての方針は決定していない状況です。

1点目のご質問でもお答えをいたしました。今後説明会で住民の方に丁寧に説明を行い、ご意見をお聞きし、町の方針が決定いたしましたら、必要な対策を検討してまいります。

続きまして、3点目の今回の料金改定で、施設更新費用の検討と今後、設備の急激な変化による事故や中区配水池更新計画の早まりによつての見直しの考えはについてお答えをいた

します。

今回の運営審議会で答申があった料金算定期間は、水道事業、下水道事業ともに令和9年度から令和13年度の5年間であり、この期間の適正な上下水道料金についてご議論をいただきました。審議委員の皆様からは、水道事業、下水道事業とも、公営企業会計として収益的収支が赤字にならないようにするとともに、上下水道施設の耐震化及び施設更新を進めていくようにとのご意見もいただいております。

今回の答申は、将来の施設更新の原資を確保するための資産維持費を約0.5%の資産維持率として料金改定となっており、この比率が料金改定の値上げ幅に直結をしています。標準的な試算維持率は、一般的には約3%ですが、昨今の経済状況を踏まえ、住民の皆様の負担が大きくならないように約0.5%といたしました。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の後、国から上下水道施設一体となった耐震化計画の作成が示され、水道施設については、取水施設、浄水場、配水池、これらを結ぶ導水管、送水管が急所施設に位置づけられ、また、下水道施設においては、ポンプ場、処理場、これらに接続する管路が急所施設に位置づけられ、特に重点的に耐震化を進めていくこととされています。

小布施町においても、小布施町上水道耐震化計画を基に、水道施設については水源地・浄水場の耐震化、施設更新を行い、これらを結ぶ導水管の耐震化への更新、布設替えも行っています。あわせて、耐用年数が経過している配水管、塩化ビニール管の耐震管への布設替えも計画的に行っています。

下水道施設につきましては、長野県で管理する千曲川流域下水道の管へ接続している町の汚水管線、総延長約4,500メートルの耐震診断を行い、その診断結果を基に、順次耐震化工事を実施していきたいと考えております。また、随時実施している下水道施設の点検調査等の結果、修繕等が必要となった箇所の修繕工事等を引き続き実施していきます。

ご質問のありました中区配水池につきましては、令和5年度に新しい低区配水池が完成し、引き続き中区配水池及び高区配水池の更新も必要となっておりますが、まずは耐震化計画のとおり、水源地、浄水場、導水管の耐震化、施設更新と老朽化した配水管の更新を進め、完了いたしましたら、中区配水池及び高区配水池、これらを結ぶ送水管の耐震化施設更新を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 福島浩洋議員。

○10番（福島浩洋君） 再質問いたします。

昨日、山崎博雄議員や中村雅代議員の質問、また須山課長の答弁がありました。先ほどの課長の答弁によりますと、町長のコメントでは丁寧な説明としておりますが、常設されている各コミュニティにおける町政懇談会やその他のところでは、出席者は数えるほどであります。町の基本料金の値上げ、令和9年度には12%の値上げの答申について、重大な事例ではありますが、丁寧な説明とはどのように進めていかれるのか、もう一度伺いいたします。

○議長（小西和実君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本順一君） それでは、再質問のほう、お答えをいたします。

まず、昨日も中村議員、それから山崎議員から、町政懇談会で女性の出席率が低いんじゃないかというご質問をいただいているところではございますが、今回のテーマにつきましては、住民の皆様の生活に直結するテーマでございます。こちらにつきましては、今回、町政懇談会、かなりの人数の、女性も含めて来るというふうに想定はしているところではございますが、まずは周知の方法については、また検討はしていきたいと思っております。

それから、説明の内容でございますが、まず前段で、水道事業会計、それから下水道事業会計の仕組み、こちらのほうを説明していきたいと考えております。例えば、水道事業会計でございますと、住民の皆様の水道料金が、そのまま施設の更新費用、維持管理費、そういった電気料を賄っているという、町の一般会計とは切り離された独立した会計である、事業であるという説明を、まず前段ですべきと考えております。

それから、今回、審議会の内容でご議論いただいた内容、経過、それから、今回料金改定が必要になった理由を説明いたしまして、それから、仮に今回の答申をそのまま受けて、上下水道料金が約12%上がった場合、近隣の市町村と比較してどうなるのか。例えば、一般家庭で平均水量がこれくらいで、2か月で上下水道料金合わせて、どのくらいの金額が上がるのかといった具体的な金額も示させていただいて、広く町民の皆様の意見を伺って、慎重に結論を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○10番（福島浩洋君） 以上で質問を終わります。

○議長（小西和実君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 田 中 助 一 君

○議長（小西和実君） 続いて、1 番、田中助一議員。

〔1 番 田中助一君登壇〕

○1 番（田中助一君） それでは、通告に基づきまして、2 点質問をさせていただきたいと思っています。

今の議会が始まって3年が経過しようとしています。この間、いろいろな出来事を経験し、中でも残念だなというところ、あるいは幾つかの疑問、そういったものがありました。残すところ1年とあと少し、町長のお考えをお聞きし、変えていただけるならば変えていただきたいと思っております。

その中、幾つかあるわけですが、情報公開について、あるいは住民参加の在り方について、町長の姿勢をお尋ねします。

1 番目としまして、町のホームページ、昨年変えたというふうに認識しておりますが、ここには教育委員会や農業委員会などの行政委員会の委員の名前が見当たりません。これらの方々の名前を紹介しない理由についてお聞かせください。

2 番目ですが、ホームページを利用し、多くの審議会等がパブリックコメントを求めています。その提出件数や意見内容について、町としてどのように評価しているのか、それについて伺いたいと思います。

3 点目としまして、数多くの審議会が開かれております。私、以前、都市計画審議会の傍聴を願い出まして、許されました。傍聴させていただいたわけですが、その後、資料を回収すると言われて、事前に言われていなかったのも、メモなんかを書き込んだものだったんですが、そういったものをお返しすることになりました。

審議会資料を傍聴者から回収するという運用について、これ、適当なものなのかという点が疑問です。情報公開の観点から、町の考え、見解を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小西和実君） 須山総務課長。

〔総務課長 須山和幸君登壇〕

○総務課長（須山和幸君） おはようございます。

それでは、田中助一議員の1 点目の町の情報公開、住民参加の在り方に積極性はあるのかについてお答えをいたします。

町民の皆さんに積極的に町政へ参画いただくために、町が取り組む事業をはじめ、町政に関わる情報を広く一般に公開し、知っていただくことは、大変重要なことだと考えております。

町では町報やホームページをはじめ、町政をより身近に感じていただくため、昨年の4月からは定例記者会見を広く実施し、広く町の取組について、情報発信、情報公開に努めているところであります。

ご質問の1点目についてですが、ご指摘の行政委員会、例えば農業委員会や教育委員会、選挙管理委員会などの委員の皆様について、町報では就任時のタイミングでお知らせをしているところですが、ホームページでは掲載はされておりました。近隣市町村の状況などを確認しますと、これらの委員の皆さんの氏名を公表しているところも多い状況となっております。

各種行政委員会の委員の皆さんに、今後ホームページ上で公表していく旨をご説明し、了承いただいた上で、委員氏名をホームページで公表してまいりたいと考えております。

続いて、ご質問2点目のパブリックコメントについてですが、これまで、例えば小布施町環境グランドデザイン案、小布施町都市計画マスタープラン、小布施町景観計画改定案、小布施町特定居住促進計画素案、第7次小布施町総合計画素案などのパブリックコメントを行ったところです。

パブリックコメントの実施結果については、お寄せいただいた意見等の件数や、それら意見に対する町の考え方など、計画策定時にホームページ上で公表するとともに、計画案へ適切に反映させていただいているところです。しかしながら、計画が出来上がった段階で、パブリックコメントの実施結果がホームページ上から非公開になっているものがあり、結果として、パブリックコメントの募集や計画への反映結果を含め、計画策定に至った経過が分かりづらい、見えなくなってしまうものがあります。

パブリックコメントをどう計画に反映したのか、計画策定後も分かるように、ホームページ上での掲載ページの作り方について、今後取り組んでまいりたいと思います。

最後の3点目のご質問になりますが、町では都市計画審議会や総合計画審議会、特別職報酬等審議会など、多くの審議会の設置が条例や規則で定められております。

他の自治体では、審議会等の設置及び運営に関する指針があり、会議の公開につきましては原則として公開することとし、審議会等の会議の公開は会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと、会議の傍聴は希望する者に傍聴を認めることにより行うこととされております。

す。非公開についての決定は、審議会等の長がその会議に諮って行うものとあり、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合などが挙げられております。

町には、先ほど申し上げましたが、審議会等の設置及び運営に関する指針がなく、担当課の判断で運用している状況です。ご指摘のありました審議会資料の回収につきましても、町として指針がないため、担当課の判断で回収したものと思われます。

今後につきましては、統一的な運用が図るため、指針を作成してまいります。

以上になります。

○議長（小西和実君） 田中助一議員。

○1番（田中助一君） ありがとうございました。

非常に丁寧にお答えいただきましたし、非常に前向きなご答弁いただきまして、本当にありがとうございました。

今回、こういった情報公開、住民参加の在り方について、積極性があるのかという質問の仕方もどうかというふうに、私、反省はしておるんですが、ここに通底している考えというのは、いわゆる現在の行政、あるいは議会でもそうですが、非常に情報公開で、大切にしなければいけないものというものがあるというふうに私は考えております。いわゆる、今この政策というものは、どういう過程で実現してきているのか。いわゆる政策決定の過程が分かる、そのことが大切だというふうに考えております。

こういう、例えばパブリックコメントなんかも、やっぱり住民の皆さんがお出しになった意見がどういうふうにその計画に反映されているのか、それに基づいて、どういうふうに計画が変わってきたのか、出した意見はこういう理由で採用されなかったんだというようなことがあってこそ、やはり自分が、いわゆる住民サービスの一環に関わっている、小布施町の施策というのは私も関わってつくり上げたものだという実感が生まれると思うんです。

こういったパブリックコメントの大切さや、あるいは資料回収という、些末な質問ですの、町長答弁のないことは十分承知はしておりますが、ここら辺の考え方って、非常に根幹をなすものであるというふうに私は考えております。自分の町を自分がつくっていったんだ、関わったんだということが、これからの政治参画ですとか行政参加に結びついていく。その中で、やはり小布施のまちづくり初期の頃、大勢の皆さんが、この町は私がつくったんだよということを言っておられました。最近はそのような声が、私、耳が遠くなったせいか、聞こえないような気がするんですが、とはいいいましても、やはりこういったことというのはとて

も大切だと思います。

3番目の審議会の回収ですが、ここにこだわることは、私はないとは思ってはいたんですが、いわゆる統一的な運用を図るために、そういった指針をやっていきますという答弁だったものですから、そういうふうにしていくのか、していかないのかという答弁にはなっていないものですから、もし、この資料ですが、はっきり言って、隠すものである、隠さなければ、非公開であるものであるのであれば、傍聴すら認めないという方向性が適当だと思いますし、もし傍聴させるのであれば、それは公開してもいいんだなというふうに私は思うんですね。

そこら辺のところの区分けというのは、しっかりしていただきたいと思ひまして、そこら辺のところの考え方を、すみません、再度お伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小西和実君） 須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君） それでは、田中議員の再質問にお答えをいたします。

確かにパブリックコメントの関係、今までそういった、住民の皆さんから多くの意見を寄せられていただいておりますが、その結果がうまく反映できないというところ、それがどのような形になっているのかというところの、多分今、先ほど申し上げましたが、ホームページ上でもそれがうまく伝わっておりませんし、計画をつくる段階でも、うまく伝わっていないというところは認識をしているところでございます。

今、田中議員からもお話ありましたように、そういった点、また留意しながら、ちょっと今後のパブリックコメントの結果の扱いですとか計画策定に当たっては、今いただいたご意見を参考にさせていただければと思っております。

あと、2点目の資料の関係ですが、これはまた、情報公開条例との関係もなってくるかと思うんですけれども、その点も含めて、先ほど申し上げましたが、指針がない中で資料の扱い方、そういったものが庁内では統一されておりました。そういったこと、今言ったほかの条例なんかも絡めていって、今後内部で検討させていただきまして、指針についてはつくって、適切な運用をしてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（小西和実君） 大宮町長。

○町長（大宮 透君） ちょっと補足として、姿勢の部分に関し、少し私のほうからお話をしたいと思います。

今回のご質問に関しては、私も全く同じ問題意識を持ってしまして、特に町の情報発信の在り方の中で、ホームページというものがどういう位置づけなのかということを、我々の中でちゃんと共有をしたほうがいいというふうに思っております。

実は予算編成の中でも、そういう議論を、広報の担当者ともいろいろ協議をさせていただいたところなんですけど、基本的に今、小布施町のホームページ等は、フローの情報が多いというか、流れていってしまう情報が非常に多くて、ストックされていけないという、そこが一番問題だと思っています。

例えば今、少しずつ変えてきてはいますが、保育園の審議会の関係等については、過去の経緯も全て同じページの中で見られるように更新をしていく、それを将来的にも残していくことで、どういう経緯の中でこれが検討されてきたのかということが、どなたでもよく見えると、そういう、本来はホームページというのはそうあるべきだろうというふうに思っていますので、基本的に、やはり町民の皆さんに信頼をしていただけるような町政運営であったりとか、共にちゃんをつくっていく、そういう共創の町政の実現に向けては、情報公開というのは理念的にも非常に重要なものであるというふうには認識をしていますので、その認識に基づいて取り組んでいきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小西和実君） 田中助一議員。

○1番（田中助一君） ありがとうございます。また、丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

町長が手を挙げたもので、これは反問があるのかなと、いわゆる議会は一体どうなっているんだと、あなたたちもしっかりやっていないじゃないかと言われるのかなと、若干心配したところであります。

うちのほうの決議ですとか、そういったものも、12月の議長の不信任も載っていませんし、その前のウクライナとか、そういったものは載っているんですが、それは前の話ですので、全然そっちのほうが進んでいないじゃないか、あなたはどうやって考えるんだというふうに聞かれるのかと思って、ドキドキしたんですけども、すみませんでした。ありがとうございました。

それでは、2番目の質問へ移りたいと思います。

2番目、予算の組立てに問題はないかということですが、先日から予算に関しましては、寺島弘樹議員、山崎博雄議員が質問されております。そのおかげで、町長の予算編成に際しての指示事項、何を大切に予算を組み上げていったのか、そういったお考えをお聞

きすることができまして、胸に落ちるものがありました。

また、一般質問を通告する際はなかった予算書を拝見しまして、失礼ですが、大宮カラーと言えるような積極的な予算編成、それから、今後の財政をお考えいただいているんだなという点もよく見えて、よくできているというふうに、私が言うのも失礼ですが、感じさせていただきました。

一方で、11月に予算決算常任委員会で、予算作成の基となっている財政について勉強会を開かせていただきまして、その現状について学ぶことができました。これを開いたことによりまして、議員の皆さんからも、大変勉強になったとの声もいただいております。この機会をいただいた企画財政課の皆さんに改めて感謝申し上げます。

その中で、幾つかの厳しい課題が挙げられております。その課題と対処方法について、今回はお伺いしていきたいというふうに思っております。

これについても両議員から質問があつて、その中で答えていただいている部分がありますがけれども、質問の流れ上、すみません、続けさせていただきたいと思います。

1 番目としまして、令和元年から令和7年まで、予算的には、予算総額ですね、増え続けている状況ではあります。一方で、町の税収、これはさほど増えてはおりません、ざっくり言って、10億円から12億円みたいなところで推移しているわけでありまして。また、令和5年をピークに基金は減少、町債は増加に転じるというようなこと、さらに経常収支比率も高くなっている、このような状況があります。

こういった状況を、町としてどう捉えているのかというところについてお聞きしたいと思います。

2 番目としまして、予算増加の理由の一つとして、人件費の増加があります。これは町の施策として、職員を増やすことで発生したもので、当然のことながら、予測できたものというふうに認識はしております。職員の増加を予算の増加が上回る状況、つまり、令和元年度あたりは100人ぐらいいた職員が今現在で140人ほど、予算も50億円から75億円ということで、単純にはできないと思うんですが、比率からいえば、予算は1.5倍になっていますね、職員数は1.4倍ですねという中では、なかなか予算的に見て、いわゆる職員の負担は増えているんじゃないかというふうに思えるわけですね。

こういったことについて、どう思われているのかということについてお聞きしたいと思います。

また、大型建物の建て替えが今後予想されます。これは、昭和の時代に建てた建物がいつ

ばいある中で、当時は建物を建てることによってステータスが示されるみたいなのところもありましたので、一生懸命建てていたということではありますが、これが、やはり建て替えの時期が当然来ってしまうということでもあります。これらの計画を早急に立てて、将来負担というものを明らかにしていく、こういう中長期的な財政計画、こういったものが必要になると思いますが、いかがお考えでしょうか。

それからまた、このような問題が山積している状況ではありますが、町は社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するためということで、小布施町行政改革推進委員会を設置しております。これは附属機関ということで、町長の諮問機関であります。職員数や建物の建て替えなど、財政を詳しく分析し、行財政、行政改革をどういうふうに推進すべきかというのは考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、委員会に対して、今現在の諮問というのが、補助金と土地の賃借料という予算の一部の問題であります。もっとやっぱり行財政、いわゆる町の組織の在り方みたいなのところも含めて、もっと全体的な行政改革の視点に立った質問、まず問いかけをしなければいけないんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（小西和実君） 宮川企画財政課長。

○企画財政課長（宮川伸幸君） おはようございます。

それでは、田中助一議員の2番目、予算の組立てに問題はないかについてお答えいたします。

まず、1点目の財政状況につきましては、令和元年から続く予算規模の拡大及び基金の減少、町債の増加、さらには経常収支比率の高止まりについて、小布施町の財政は極めて警戒すべき局面にあると認識しております。

税収が横ばいの中で支出が増え続けている主因は、物価高騰や人件費、扶助費、普通建設事業費といった構造的な経費増にあります。現在は、決算状況の精緻な分析や予算計上の厳格化など、基礎的な財政規律の徹底に努めておりますが、自治体システムの標準化や予防接種の定期接種化、子育て支援の高度化など、外部要因による支出増を相殺するまでに至っておりません。この状況を重く受け止め、これまでの延長線ではない対策が必要であると考えております。

2点目の人件費の増加についてお答えいたします。

正規職員数は、令和5年度当初は127名、令和6年度当初は134名、令和7年度当初は139名でございます。令和8年度一般会計当初予算案の人件費につきましては、前年度より約

9,000万円増の5.8%増となっており、歳出全体の21.5%を占めている状況でございます。これは、初任給をはじめ、若年層の給料月額の上上げやその他の職員の給料月額等の上げが行われたことにより、また期末手当及び勤勉手当などが引き上げられたことによるものと認識しております。

1人当たりの月間平均時間外在庁時間につきましては、令和5年度は30時間、令和6年度は27.5時間と短縮しており、今年度につきましても前年を下回ると思われ、少しずつではありますが、職員の業務時間の短縮が図られているところでございます。

職員の業務負担軽減の取組として、宿直業務の民間委託、勤怠管理のシステムの導入、書かない窓口の導入、DXの推進、ノー残業デーの実施、時差勤務制度の活用等の推進、チームで働く職場環境づくりの推進などを進めてまいりました。

議員ご質問の職員の業務負担の実態について、どのように分析されているかでございますが、セルフケアのさらなる充実及び働きやすい職場環境の形成を目的に、労働安全衛生法に基づき、年1回ストレスチェックを行っております。これは、職員にストレスへの気づきを促し、職員自身が自分のストレスに適切に対処し、自己管理を行うとともに、職場全体としてストレスを軽減し、職場環境の改善につなげていくものでございます。

ストレスチェックの結果に基づき、係長以上の職員を対象に、組織分析結果の共有及び研修会を実施しております。部署ごとの分析の共有を行うとともに、職場環境の改善に向けてグループワークを実施し、意見交換を行うことで、業務負担の実態の把握及び今後の組織改善につなげております。

3点目の大型公共施設の更新につきましては、現在各施設で、建て替えや大規模修繕等に係る計画の精査を進めているとともに、将来の町債発行額や元利償還金のシミュレーションを行っているところでございます。あわせて、国庫補助金の活用やふるさと納税などの新たな財源確保について、多角的に検討しております。これらを通じて、投資の優先順位を明確化し、将来にわたる財政負担の見える化を図ってまいります。

4点目、行政改革推進委員会について、財政全体を分析し、抜本的な改革を検討すべきところのご質問にお答えいたします。

当町におきまして、毎年度予算編成過程において、今後の財政状況を分析し、一般財源の推移、公債費比率、基金残高の将来推計などを踏まえた財政運営を行っております。財政全体の構造分析については、内部において継続的に実施しているところでございます。

一方で、行政改革推進委員会については、専門的かつ客観的な視点から、具体的かつ実効

可能な見直し項目に焦点を当てて議論いただくことが効果的であると判断し、今回の諮問事項を補助金と使用料、土地の賃借料に限定させていただきました。

補助金につきましては、交付件数や総額が一定規模にあり、個別の効果検証や公平性の観点から体系的整理が必要と判断したもので、また、土地の賃借料につきましては、長期契約や慣例的な単価設定が継続している案件もあり、経済的合理性や市場価格との整合性を改めて検証する必要があると考えたところでございます。

包括的な諮問は対象範囲が広域となるため、一定の準備期間と基礎資料の整備が不可欠となります。拙速に実施できないものと認識しておりますので、まずはテーマを絞った検証を積み重ね、その成果と課題を踏まえた上で、次期段階として、包括的に移行するかどうか見極めるのが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、今後の社会経済情勢や財政状況を注視し、必要に応じて諮問内容の拡充を含め、対応してまいりたいと考えております。

○議長（小西和実君） 田中助一議員。

○1番（田中助一君） ありがとうございます。

ただいまの答弁について、再質問をお願いしたいと思います。

1点、これは人件費の増加に絡めて、職員の負担というのが増える結果になっているのではないかと質問したつもりなんですけど、こういうことをやっていますという話をいただいていたんですけども、じゃ、よくなっているんですかというところには答えていただいていないような気がします。

実際に、令和元年頃から比べて、職員の皆さんに、何かありましたかみたいな話をぼつぼつ聞いてみると、そんなに変わらないよという答えが結構多かったんですね。変わらない、悪くなっていないとすれば、それほど問題ではないのかなとは思いますが、やっぱり職員環境を整えながら、職員も含めて、職員数を増やしていく中で、もっといい環境にしていきたいと思いますという狙いだったと思うんですね。

ですので、よくなったか悪くなったかみたいなところというのは、ざっくりで構わないので、答えられないんでしょうかというのが1点目です。

あと、いわゆる予算の組立てに問題はないかと、これもちょっと反省しているんですが、ここで行政改革推進委員会の話を持ち出したのは、要は、町長も答弁の中でおっしゃっていました、本来の目的にかなっているものになっているのかなというものですとか、改善をすることができるのではないかとという取組をしていくんだというようなお答えあったんですけど

れども、なかなか内部での改革というのは、難しいんじゃないかなというふうに私は感じています。

やはり第三者的に、いわゆる諮問機関である設置機関に諮問をするのですとか、あるいは私たち議会、担当するのは予算決算常任委員会になりますけれども、そういったところと意思を共通させながら、やり方を探っていく。要は小布施町議会、先ほども質問、冒頭申し上げましたけれども、やはり財政状況については、難しいねという話は共有できました。ただどんなものをしていったらいいのかというところは、まだちょっとはつきりしないというような結論になっていまして、やはり財政状況を改善しなければいけないということにはなっています。

ただそこが、先ほど答弁の中でありましたが、極めて警戒すべき局面にあるということの認識は、ここで一致しているなということは確認取れたわけですね。その中で、じゃ議会として、どういう役割があるのか、できるのか、あるいは行政改革推進委員会として、どういうふうにしていけばいいのかという中で、やはり行政改革推進委員会というの、大きな局面を考えていただいたらいいのかなというふうに思ったわけですね。

もちろん、今の補助金、それから土地の借り上げ料、これも必要なことだとは思いますが。ただ、全体のいわゆる行政の姿というものをしっかりお示しいただいた中で、個別のほうに進んでいくというようなことが、後戻りしたりすることなく、できる方法かなというふうに私は考えます。

そういった点で、繰り返しになりますが、最初は、いわゆる職員の皆さんの状況というのはよくなっていますかという一つ質問と、それから、やはりもう一つは、そういった行政改革というものの推進委員会の流れ、まずは個別のことではなく、全体のということじゃないというふうにおっしゃいましたけれども、再度そこら辺のところをお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（小西和実君） 須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君） それでは、田中議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、町では令和5年8月、これも何回も議会の答弁でもお話しさせていただいていますが、小布施町職場環境働き方推進本部を設置して、今、先ほど答弁の中でお話ししました職員の業務負担の軽減、数々事業を実施しながら、職員の負担軽減を図ってまいっております。

そんなわけで先ほど、職員数の関係で、職員体制の強化ということで、近年多くの職員を

ここで採用いたしまして、職員定数に沿う中で、職員の体制を強化してまいりました。職員の人数につきましては、今、先ほど申し上げましたが、令和7年度で139名おって、この職員数が今現状、目安となる数字だと、今のところ思っております。ただ、ある程度、町の指針の中でも、一つの係においては3名以上の配置ということで、それで、チームで働く環境づくりということも進めてまいっているところでございます。

中には、やっぱり業務の大小、多々ありますので、3人では足りないというところもあるかと思いますが、過去に比べますと職員体制を強化してきたというところで、仕事の内容につきましてはいろいろ、過去に比べ、増えているところもあるとは思われますが、私の感じるところでは、昔に比べてはよくなったということの認識ではおるところでございます。

以上であります。

○議長（小西和実君） 宮川企画財政課長。

○企画財政課長（宮川伸幸君） それでは、ただいま、行政改革推進委員会について再質問をいただきました。

今回、行政改革推進委員会というお話をいただいておりますが、そもそものお話は財政から始まっているところでございます。行政改革推進委員会については、もちろん財政も含めているところではありますが、例えばDXであるとか、そういう広い範囲でも、やはりそういうところでご理解をいただいて、やっていく必要があると思って、一番の問題は、予算を設定して、それに対して決算を行う。その中で目標を設定して、それに対して、その目標の何%までいっているんだ。どういうものを目指して、どこまでいっているんだ、いわゆるKPIの設定、そのKPIに対して、どこまでいっているかというものが、いまいち小布施町のほう、しっかりしていないところが、一番の課題であると認識しております。

そういう中で、寺島議員のご質問にもお答えしたんですが、総合計画等、やはり大きな計画がある中で、それに対してのKPI、それについて、事業の一つ一つの見直し、ひいては財政の見直し、そういうものをやはり一体として、一体がいいのか分離してというところは、これから決めていくところではあるんですが、一応そこら辺の問題意識として、どういう形であるか、これから検討していきますが、何かしらの形としてKPI設定をして、それを定めて皆さんにご報告すると、そういう形はしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君） 以上で、田中助一議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（小西和実君） 続いて、13番、関 悦子議員。

〔13番 関 悦子君登壇〕

○13番（関 悦子君） それでは、2項目について一般質問をいたします。

まず最初に、庁用車の管理運営についてお尋ねをいたします。

町職員は業務遂行のため、日常的に庁用車を使用することが多く、常に注意深く、安全運転を心がけて運転していると察します。現在、町役場において管理運用している庁用車は、マイクロバス、乗用車、軽トラック等33台、そのうち12台は、リースで運用しているとお聞きしますが、その管理運営等についてお伺いいたします。

最初に、庁用車の運用をしている管理部門について伺います。

次に、ドライブレコーダーについてお聞きをいたします。

最近、ドライブレコーダーをつける車両が増加してきております。運転記録が残ることから、職員の安全運転にもつながりますし、万が一の事故に遭遇した場合、当事者の証言を裏づける証拠となります。全車両につけるべきと思いますが、町のお考えをお聞きいたします。

次に、道路運送法で定める点検については、法定点検、12か月点検、24か月点検がありますが、庁用車の実施状況についてお聞きをいたします。

次に、職員への安全運転研修などは、どのように実施をされているのかお聞きいたします。

次に、環境に優しいまちづくりを推進する町として、今後、排ガス性能及び燃料性能の優れた環境負荷の少ない車両への更新を行うべきと思うが、町のお考えをお聞きいたします。

庁用車を町民の公民館活動やボランティア活動などで利用する場合があるかと思います。その利用規定等は、どのようなものかお聞きをいたします。

最後に、平成9年度中に新たに須坂市消防署小布施分署が建設される予定ですが、建設後の駐車スペースは現在と比較すると、どのように変化するのかをお聞きいたします。

○議長（小西和実君） 須山総務課長。

〔総務課長 須山和幸君登壇〕

○総務課長（須山和幸君） それでは、関 悦子議員の1点目の庁用車の管理運営についてお

答えをいたします。

まず、1点目の庁用車を運用している管理部署についてでございますが、公用車の管理につきましては、原則、総務課総務係において一元的に管理を行っておりますが、一部、教育委員会及び建設水道課で管理を行っている車両もあります。現在町が所有する公用車の台数は、マイクロバスや乗用車、軽トラックなど、出先機関も含め、合計42台となります。

なお、そのうち、リース車両は11台になります。

また、総務課総務係に安全運転管理者及び副安全運転管理者を置き、車両の適切な管理のほか、アルコールチェックや安全運転教育等の交通事故防止のための各種措置も行っております。

2点目のドライブレコーダーについてですが、交通事故防止対策及び交通事故発生時の原因糾明を目的として、公用車へのドライブレコーダーの設置を進めてきております。現在は、42台中39台が設置済みであり、残りの3台につきましても早急に設置をしております。

3点目の道路運送法で定める点検についてでございますが、道路運送車両法に定められている3か月、6か月、12か月、24か月点検など法定の点検につきましては、全ての車両で実施をしております。

4点目の職員への安全運転研修についてですが、道路交通法の遵守と安全運転意識の高揚を図り、事故を未然に防ぐため、毎年、会計年度任用職員を含め、公用車を運転する職員を対象に安全運転講習会を実施しております。

また、年度当初には、会計年度任用職員を含む全職員に、安全運転に関する誓約書、内容としましては、飲酒運転は絶対に行わない、交通法規を遵守し模範的な運転を行う、また、運転免許の有効期限の記入を書いていたいただいた誓約書提出のお願いをしております。

5番目の排ガス性能及び燃料性能の優れた環境負荷の少ない車両への更新についてでございますが、乗用車につきましては、ハイブリッド車への切替えを行い、環境負荷の少ない車両への更新を進めてまいりました。車両の更新の際には、引き続き環境への配慮を行ってまいります。また、価格や充電設備等の課題もありますが、電気自動車につきましても導入を検討してまいります。

6点目の町民の皆さんへの公用車を貸し出す際の利用規定等についてでございますが、町の事業等で職員が運転する以外で、町民の皆さんへの公用車の貸付けにつきましては、小布施町公用車貸付要綱に基づき、原則として軽トラック及び1.5トントラックを、自治会等の環境美化等の際に無料で貸付けを行っております。

最後になりますが、須坂市消防署小布施分署建設に伴う駐車スペースについてでございますが、須坂市消防署小布施分署建設予定地の西側駐車場につきましては、現在、約30台分の駐車スペースとなっております。次年度からの工事期間における代替の駐車場は、庁舎南側に購入した土地を予定しており、おおむね同程度の駐車台数を確保できる見込みとなっております。

なお、新たな小布施分署が建設後は、分署等は取壊しをし、駐車場とする予定となっております。

以上になります。

○議長（小西和実君） 関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） ありがとうございます。

さすが役所だなというふうに、しっかり管理いただいていて、ありがとうございます。

そこで、2つについてご質問したいと思いますけれども、まず、車は町の資産でありますし、財産であるわけですが、やっぱり資産、財産というものは、効率的・効果的に使うというのが大切なことだというふうに思う中で、役場の台数42台、町で42台というのは決して多いわけではなく、全国的な平均から見ると、町というのは平均的に66台ぐらいだというふうに聞きます。そして、村役場が40台ぐらいだというふうに聞いているんですけれども、そうすると、小布施の町は、面積的な面からも42台なのかという中で、車がきちんと効率的に使われているのか、それとも、稼働率が非常に悪い車も、ひょっとしたらあるのではないかというふうに思うんですね。

そういう点で、総務課がどのように管理をして、きちんとした運用しているかについて、一つお聞きしたいということ。

それから、もう一つは、駐車場の件ですが、今、小布施の町の状況、公用車の状況を見ますと、風雪に耐えているような外に置いている車が非常に多い。やっぱり外に置くことによる劣化というのはあるんだろうなというふうに、私はちょっと分からないんですけれども、そういう点で、雪の日も雪を下ろしたりというような職員の体制も大変だろうなという中で、今後、小布施分署がこちらになって、あそこが空いた場合には、あそこが庁用車の駐車場ということになるのであれば、将来的なことを考え、屋根をつけた駐車場にしたほうがいいんじゃないかなというような考えを持っていますけれども、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（小西和実君） 須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君） それでは、関 悦子議員の２点について、再質問にお答えをいたします。

まず、１点目の台数の関係になろうかと思いますが、あと運用の関係になると思いますが、42台ということで、今のところこの台数、コロナ禍以降、会議等または研修ですが、割とオンラインの関係が増えてまいりまして、過去については、研修は長野、松本ですとか、そういったことがあって、かなり車を使う頻度が高かったわけですが、現状、今の使用状況を見ますと、やっぱり空いている日もあったり、全てが、車がないのでどうにかしてくれというような相談は、特には総務課には、日々来ているようなことはございません。なので、今の運用と台数については、大体このくらいがおおむね適正かなというところで思っております。

今後につきましては、もし今後進めていく中で、もっとやっぱり台数が必要ではないかということが各課から上がってきまして、その際にまた、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

あと、２点目の屋根の関係、そこに新たに付けたらいいんじゃないのかというお話になりますが、その点につきましては、まだ現状、今ここで話しすることはできませんが、そういったことも一つの車の、今おっしゃったように、屋根あったほうが、確かに車のほうは消耗激しくありませんので、その点についてはまた、ほかに財政面もありますので、検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（小西和実君） 関 悦子議員。

○１３番（関 悦子君） ただいま総務課長から答弁いただく中で、台数的にはこれがいいんだろうと、しっかりした稼働率を持って使用しているんだということの理解でよろしいですか。

○議長（小西和実君） 須山総務課長。

○総務課長（須山和幸君） そうですね、今申し上げましたように、台数につきましては、私もかなり毎日、使用頻度、町のパソコンで見られますので、空いている空いていないというのが。中で見ておりますが、先ほど申し上げましたが、本当に全然使われない車もあります。それは車がどうのこうのというんじゃなくて、本当に使う用事がないというか、お返しする機会がないし、そういったところで使っていない車も見受けられますので、現状、今の台数で業務は進んでいけるものと思っております。

○議長（小西和実君） 関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） それでは、2つ目の質問をお願いいたします。

公民館活動の推進についてお尋ねいたします。

公民館活動の大きな目的は、町民が集い・学び・結ぶ場として、町民相互の学び合い、交流の促進、地域連携を進めることであります。

戦後間もなく、言論の自由を得て、様々な芸術・文化、伝統文化などを仲間と集い楽しむ文化が湧き起こりました。小布施町には、林 柳波、中島清之などの疎開人による疎開文化があり、さらに遡れば、北斎と高井鴻山の今や芸術文化の最高峰の文化が根つき、宿った文化の町でもあります。様々な文化活動を通して人と人とが出会い、集い、地域文化の向上と、何よりも心の豊かさを育む喜びで歩んできた小布施の人々であります。

町では、公民館活動として、チャレンジ講座、専門講座を開催して、様々なメニューを用意しているところです。チャレンジ講座は月に2回、専門講座は年に1回から4回の開催で活動しているところです。

また、教育関係認定団体として、独自に仲間づくりをして学び合うグループが63グループ、また、小布施町文化協会として、町の援助を受けながら活動するグループなどもあります。

そこで、お聞きをいたします。

まず最初に、チャレンジ講座と専門講座については、公民館が主導して行われていますが、講座内容についてはどのように決めているのか。また、参加する人たちの人数と世代、男女の割合、お分かりになったらお聞きします。

2つ目、1年単位の講座ですが、学び合う仲間がさらなる学びをと願う人には、どのような対策があるかお聞きをいたします。

3つ目、町教育委員会が社会教育団体と認定した団体には、どのようなメリットがあるのか。団体数も含めてお聞きをいたします。

4つ目です。他市町村では、公民館だよりなどの広報誌を発行し、公民館の活動・紹介などをして、地域の幅広い世代と関わる仲間づくりを進めていますが、当町での広報誌などの発行についてのお考えをお聞きいたします。

5つ目、現在、公民館の利用予約は、直接窓口に出向いて行われていますが、他自治体では利用予約などのオンライン化が進んでいます。平日に出向けない住民も多いと思います。

当町においても、公民館予約システムのオンライン化は図れないかお聞きをいたします。

○議長（小西和実君） 湯浅生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯浅憲彦君） それでは、関議員からの公民館活動の推進につきまして、5点ご質問いただきましたので、お答えいたします。

1点目の公民館講座に関し、内容の決定方法等についてお答えします。

現在、公民館では、年間を通じて10回開催している講座をチャレンジ講座として、その他、それぞれの回数を決めて行う講座を専門講座として開催しています。講座数につきましては、令和7年度は、チャレンジ講座7講座、専門講座17講座、計24講座を開催いたしました。

まず、講座の内容につきましては、町民の皆様から公民館に寄せられたご意見を基に、講師と相談をさせていただきながら決定しています。参加者数につきましては、令和7年度は、チャレンジ講座7講座に延べ97名、専門講座は17講座に延べ203名、計延べ303名の皆さんにご参加いただきました。

なお、参加いただいている皆様の年齢についてですが、講座の参加申請時に年齢をお聞きしておりませんので、正確な人数をお答えすることはできませんが、公民講座の受講の際に小布施町社会福祉協議会で行っているおでこポイントを調べましたら、利用されている方がおおよそ8割いらっしゃることから、65歳以上の方が大半です。

また、男女の割合につきましては講座の参加申込み時に性別をお聞きしていませんので、お答えできる数を持ち合わせておりません。

次に、2点目のさらなる学びをと願う方への支援についてお答えします。

講座につきましては、基本的には例外はあるものの、1年間で修了する講座はありません。また、チャレンジ講座につきましては、次年度の開催について、見直しの基準を設けています。基本的には、専門講座の参加者が固定したものとしましては、さらなる学びをと願う方への支援として、サークル活動への移行を促進しています。公民講座から、より自主的で、参加できる方のご都合により開催頻度や時間、場所、内容などを決めることができる、主体的に活動ができるサークル活動へ移行し、自立した活動ができるように支援をしております。

3点目の社会教育団体への支援についてお答えします。

町では昭和63年より、社会教育関係団体認定基準を定め、学校教育以外の場で学習・文化・スポーツ等の活動を計画的・継続的に行うことにより自己実現や相互に交流を図り、まちづくりに寄与する団体を申請に基づき審査し、社会教育団体として認定しています。

令和7年度につきましては、議員ご質問のとおり、63の団体について認定をいたしました。社会教育団体への支援の主なものは、公民館・学校・社会教育の各施設使用料の減免です。社会教育団体が先ほどの各施設を利用される際には、小布施町立公民館設置及び管理に関す

る規則や小布施町立学校施設の開放に関する規則、小布施町体育施設の設置及び管理に関する規則に基づき、使用料の7割を減免し、社会教育活動が盛んになるように支援をしております。

また、その他といたしまして、今年度より、町報4月号に社会教育団体の一覧表を掲載し、学びを求めている方と社会教育関係団体をつなぐといった支援もしております。これらの取組に関しましては、来年度以降も継続してまいります。

4点目の公民館だよりなどの広報誌についてお答えします。

かつては町公民館におきまして、館報おぶせを昭和36年6月から隔月で発行してまいりました。昭和46年には毎月発行となりましたが、創刊から約20年後の昭和56年1月から町報おぶせが月2回発行になることと同報無線が開局することから、町からの広報活動を一体化するため、公民館報は町報に編入し、町報や同報無線を使い、公民館からのお知らせを町民の皆さんにお伝えすることとし、現在も引き続き行っているところです。

また、それに加えて、町公式ホームページや町公式LINEにおきましても、公民館からのお知らせをお伝えしていることもありますので、今後につきましても公民館からのお知らせは、同様の方法でお伝えしていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5点目の公民館の利用予約システムのオンライン化についてお答えします。

現在、公民館・学校・社会体育の各施設の予約に関しましては、開庁時間中は生涯学習課の受付窓口で、閉庁日の日中には、当日予約のみですが、日直の者が受付しております。

予約のオンライン化につきましては、住民の方からもご要望がありましたので、検討はしているものの、実現には至っておりません。

問題として考えるのは2点あります。

1点目は、特に公民館施設に関してですが、学習室や北斎ホールなどは昼夜を問わず、公民館講座や役場の会議等で使用することも多く、住民の皆様が予約申請できる日が極端に少ないことです。

もう一点は、費用対効果の問題です。システムの導入や運用には多額の費用が必要になりますが、特に公民館に関しては、利用者の多くは、先ほどの公民館講座と同様に高齢者の皆さんが多いです。仮にシステムを導入した際にも、そういった皆さんのために受付窓口を残しておかなければならないと考えていますので、現在の人件費に加えてシステムの運用費をかけて導入することに対し、費用対効果の面でも問題があると考えています。

しかし、課題はありますが、今後の導入に向けて、安価で導入できるシステムを検討する

ことや、国や県の補助金を活用する等、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） ありがとうございました。

こんなにもたくさんのグループがあって、皆さんが趣味を通して集い、学んでいるんだというのは、とてもすばらしいなというふうに思っ、自分もその仲間ではありますけれども、何か講座の中に、もうちょっと町の課題であったり、私たちの住む小布施町について語り合えるような講座みたいなものが、ちょっと違った角度の講座があったらうれしいなということと、それからもう一つ、やっぱり公民館と役場庁舎が併設されているという点で、私がすごく望むのは、ふらっと来て、みんなとお茶を飲みながら、いろんな人と語り合えるような場づくりというのがすごく大切だなというふうに思っていて、非常にそういう点では、小布施の公民館の場所を、もうちょっと何かできないかなというふうに思う点と、それから、これからつすみ保育園等、保育園が空いてくるので、ああいうところをぜひ活用するような方向も考えていただけたら、もっともっと住民の方たちの地域に対する活動、そして生きがいづくり、できるんじゃないかなというふうに思っています。

今、課長のほうからも答弁がありました、利用するにも、利用したくても部屋が空いていないということが非常に多くて、その点については、本当に大切な場所だなという、みんなが出会えるいい場所であるからこそ、ぜひそういう点は強く考えていただきたいなということと、それからやっぱり、講座をもう少し違う講座、もっと町の課題を考えられるような講座があったらいいなというふうに思います。その点についてはどう思うかについて。

それから、場づくりの中で、昨日村中さんのほうから、地域型のスポーツクラブのありましたけれども、あそこで教育長の答弁の中に、見守り隊が募集してもいないんだというお話がありましたけれども、昨日、私はバドミントンの練習があって、別に私がこんな年で参加するわけじゃないんですけれども、子守をしていましたら、町で今こんなことで困っているよと言ったら、いや、それはもう、親に負担かけるのもかわいそうだから、私たちのような高齢者でもよければ、みんなで協力しようやというようなお話が出るわけなんですね。

そういう点でも、公民館がオープンになっていて、いろんな人が出会える場をつくるということは、とてもいろんな意味で大事なことで、そして、情報をたくさんそこに置いておけるような場所づくりというのをぜひ考えていただきたいなという、質問ではないような気がいたしますけれども、お願いしまして。

○議長（小西和実君） 湯浅生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯浅憲彦君） 今、関議員の再質問に関しましてお答えしたいと思います。

皆さんが語り合う講座等ですけれども、一応こちらのほうで、公民館事業として考えさせていただきますが、語り合う講座をつくるに、参加される方ですとかを、また、選別ではないですが、集めなきゃならないということもありますし、今おっしゃっていた公民館の学習室も手狭ではありますので、その辺また考慮しながら、考えさせていただきたいと思います。

あと、触れ合いする場ということなんですけれども、庁舎の場所でもありますけれども、今食堂が学生たちが勉強していることもあります。そのところに皆さんがお話ししていただいて、集まっていれば、交流の場としてもできるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いします。

あと、つすみ保育園なんですけれども、これもまた再検討させていただいて、どう利用していくのかも併せて、費用対効果も考えてみたいと思います。

あと、地域クラブの見守りの関係で、高齢者の方がもしかしたら見守っていただけるかもしれないということも、またそれも重ねて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君） 以上で、関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 渕 晃 君

○議長（小西和実君） 続いて、12番、小渕 晃議員。

〔12番 小渕 晃君登壇〕

○12番（小渕 晃君） 通告に基づきまして、北斎館50周年を祝し、入館料を全戸に配布をということで質問をさせていただきます。

北斎館は、1976年（昭和51年）11月6日に開館いたしました。当時の小布施町は、信州の片田舎の小さな町でしたので、こんな田舎の美術館に人が来るだろうかとマスコミからも心配され、また、やゆをされたことを今思い出しました。

当時の多くの美術館は、収蔵なり収集してある絵画を展示して、入館料を頂くことを主たる目的にしていたと思います。しかし、北斎館は違ったんです。北斎館の設立の主な目的は、まず第1として、北斎の描いた祭屋台が小布施に2台もあったという、屋台自身は普通の屋

台ですが、その天井絵が北斎の肉筆であったということでもあります。

上町の屋台の天井絵は、男浪・女浪の北斎の直筆であります。また、東町の屋台の天井絵は、鳳凰図と龍図の直筆であります。その保存を何とかということが、まず第1の目的であったと聞いています。

第2の目的は、北斎の浮世絵、錦絵ともいいますが、これは日本の中あるいは海外を含めると、約3万点はあると言われています。これは、どっちかというと版画ですから、そのくらいあってもおかしくないわけではありますが、小布施にあるような肉筆画は、海外を含めて300点ぐらいしかないと言われていました。そのうち、小布施には五、六十点も肉筆画が残っているという、そういう土地でありまして、旧家の土蔵にはその肉筆画が保存されていたわけです。

その肉筆画が散在しては困る、当時、北斎人気が出ましたので、外部から業者が入ってきていて、散在することを防がなきゃいけないということと、土蔵の中では温湿度管理ができませんので、北斎のせっかくの肉筆画が劣化してしまうんではないかということの中で、それを何とか保存し、散在を防ぐという、そんな崇高な思いが籠もった北斎館であります。ですから、よその美術館とは基本的な考え方が違う、そういうことを私は当時感心をしていました。

北斎の肉筆画は、世界の大英博物館や、あるいはメトロポリタン博物館、あるいはボストン博物館、国内ではすみだ北斎美術館、東京国立美術館等にもありますが、小布施の北斎館が一番多くあるとも聞いております。そんな北斎館が小布施にできてから、小布施の町の中は北斎館を中心にし、周辺の栗ようかんやそばの食事処と栗菓子のお土産店が旅行者に大変好評で、加えて、町並み修景事業と連動した歩いて楽しめるまち、文化と観光が調和したまちとしてにぎわい、まちづくりの成功例として、全国的の自治体からも注目されて、今日に至っていると承知しております。

現在の小布施町のにぎわいは、北斎館の存在があること、存在なくしては考えられないと私は思います。

一方、北斎館がこんなに発展したのは、小布施町全体で「栗と花と文化の町」をスローガンにして取り組み、修景事業で景観を守り、オープンガーデンで来訪者をもてなし、来訪者を歓迎してきたからで、町民の一人一人の方々の何らかの形のご協力の下で、今日があると私は考えます。

そのように支えてくださった町民の皆さんの中に、残念なことに、北斎館に入館したこと

がないという方がおられます。誠に残念です。北斎館50周年記念のこの際、小学生以上の町民の皆さんに入館料を贈呈され、町民全体で祝賀できることを私は望みます。

この件は北斎館のことですので、町長の立場から、その方向になるよう要請をしていただければ幸いと存じます。もし北斎館で入館券の全額に対応できないなら、一部を町で補助してでも実現していただきたいと私は望み、提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（小西和実君） 大宮町長。

〔町長 大宮 透君登壇〕

○町長（大宮 透君） それでは、小淵議員のご質問に、私も町長という立場に加えて、北斎館の理事の1人でもありますので、そういったことも踏まえてお答えをさせていただきます。

議員からご指摘のあったとおり、今年2026年（令和8年）は、1976年（昭和51年）に北斎館が開館してから50年目の記念すべき節目の年になります。

これは小布施町にとっても、先ほど小淵議員からもありましたけれども、当時町のキャッチフレーズの中に、文化の町という一節があったものから、北斎の町というふうに、北斎を掲げて50年目の年になるということで、町全体にとっても節目の年になろうということで、考えております。

予算編成に係るご質問の中でも少し触れさせていただきましたとおり、町においても北斎の町50周年を記念し、来年度は北斎館と連携をしながら、様々な記念事業を実施してまいります。その中で、特に町民の皆さんに楽しんでいただける事業をできるだけ実施し、町民の皆さんが北斎の町であることの誇りや喜びを感じていただける、そんな1年にしていきたいというふうに考えております。

議員からご提案のあった入館券の贈呈につきましても、北斎館開館50周年の節目の年に、町民の皆さんが改めて北斎館を訪問していただける、そんなきっかけとなるように、北斎館と共に、前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。これにつきましては、入館券の配布になるのか、それとも町民無料デーのような、そういう日を設けるのかということは、ちょっといろんなやり方があると思っておりますので、ぜひ前向きに検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小淵 晃議員。

○12番（小淵 晃君） 町長にご理解をいただき、感謝申し上げます。

町長が、前向きに検討を進めたいという答弁をいただきましたので、私は、よろしく検討をお願いしますと言って、質問を降りるのが礼儀だとは思いますが、あえて再質問するのは、北斎館に入館したことのない町民がおられるということは本当に残念であり、ただそれはその人の価値観の違いで、そんなことをする必要ないという方もおられると思いますし、入館料があるからとか、ただだからということで入館するとかしないとかという、そういうレベルではないと思います。

ただ、今回の予算の中で、美術館のおぶせミュージアムの入館料を上げるけれども、町民の皆さんには無料にしますと、あるいは高井鴻山館も、そのように入館料を上げるけれども、町民の皆さんには無料にしますというような、そういうちょうど方針が大宮町長から提案がなされた、そのときの中で、ちょうど50周年の北斎館があるという、これとちょうど何かいいタイミングかなというふうに思い、その提案の中に、町長の挨拶の中に博物館浴、「浴」というのは海水浴の「浴」という字が当ててありますが、ある意味では、この小さな町にこれだけいっぱい博物館がある。そういう中に、やはり海水浴じゃない、浸って生きていくという、そういうこともやはり我々の、どこにもない、私ども小布施に生まれた、ある意味じゃありがたいことだと、そういう環境だと思うわけで、そういう意味では、このチャンスだからこそ、なおかつ北斎館も一緒に見て、1日、半日、両美術館を見て歩き、町で食事をし、そして、私ども田舎の周辺の人にとってみりゃ、町がこんなに変わったんだな、すごいな、だから皆さん来ていただけるんだなという、そういう50周年の歴史を振り返っていただければありがたいという、そういう思いが私にはあります。

また、もう一つは、栗ガ丘小学校の児童の皆さんや小布施中学校の生徒の皆さんは、いずれ大学なり、あるいは就職で、県外なり都会のほうへ行かれます。そのとき友達や、あるいは会社の上司から、何々君、あなたは小布施だそうだけど、北斎館でどうだんべと言われたら、いや、すみません、私、北斎館で行ったことがないんですがというような恥ずかしい思いをさせては絶対いけない。だって、小布施で育った子供で、小布施の子供はそういうことさえもし経験できないということは、させなかった私たちが恥ずかしいと私は思うので、そういう意味では、ぜひそういう形で、北斎館をこの際ぜひ皆さんに見ていただきたいという、そんなふうにぜひ進めていただきたいと思います。

それと、もう一個はやはり、そうやっても多分、行かない方もおられると思います。これは私の思いつきの発想ですが、高校入試の終わった時期に中学3年生は、これから小布施から巣立って、高校も小布施じゃないところへ行く。そうになると、なかなか町の中を歩

くなんていう機会も、美術館なんか寄る機会もないから、ぜひ半日、全員でミュージアム、あるいは鴻山館、北斎館を、そして町の中を歩いてみて、そしてやはり中学校を卒業してもらいたい。そんな場面をぜひ持っていただくことによって、ふるさと小布施の思いを心に秘めて、都会へ行って頑張ってくような、そんな気がしますので、そんなことも含めながら、ぜひ実現を町長、今お聞きしたように、理事であられている立場も含めてお願いし、どうしても北斎館のほうでそんなことを、せつかくの入館者がもったいないというような話を言うようであったら、絵は見ても減らないので、何人が見ても減らないので、だから、それで美術館へ行ってもあまり人がいなかったら、いやいや、高い入館料払って入ったけれども、あんまり人気ないところへ入って損したなというような、そんなふうに、私はげすな人間だからと思いますが、そのときに大勢の方がいれば、ああ、いいところへ入ってよかったなと、こんな思い出にもつながると思うので、ぜひその辺お願いを町長にして終わりにしますが、よろしくお願いします。

答弁ちょっと、もしあったら。

○議長（小西和実君） 大宮町長。

○町長（大宮 透君） ありがとうございます。

当然、北斎館は民間の施設でありますので、我々、いわゆる公立の美術館、博物館、またその基づいている法律であったり、そういったことも当然関わってくるという部分がありますので、我々が今回お認めいただければ、そういった町民無料化も含めて進めていくというものと、北斎館の足並みというものが、明確にそろっていくわけではないというふうには思っていますけれども、やはり節目の50周年という年ですので、北斎館さんのほうでもやはり前向きに、町民利用を増やしていきたいという思いはすごく持っていますので、そこは今議員からもあったようないろんなアイデアも含めて、ぜひとも協力させていただいて、一緒に検討していきたいというふうに思っています。

昨年、少し新たな取組としてやってきているのは、幼稚園、保育園とか、そういったところと連携をして、お散歩コースというか、一つの終点にして見てもらってとかということも、たしかやっていたと思いますし、あとはデイサービスセンターとの連携ですね。それで、あと小布施荘さんとか、そういったところと連携して、車椅子の方でも来ていただいて見ていただくというような、そういうこともやったり、いろんな各機関との連携というのは少しずつ増やしてきているような状況もありますので、ぜひ町民の皆さんに楽しんでいただけるような機会というものを、北斎館のほうにもお願いをしていきたいというふうに思っております。

す。よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君） 以上で、小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小西和実君） 続いて、関 良幸議員。

〔7番 関 良幸君登壇〕

○7番（関 良幸君） それでは、おぶせフラワーセンターの今後の展望はとして質問いたします。

おぶせフラワーセンターは、花の産地化を推進するため、花苗の生産、花の栽培技術指導、花の情報受発信基地として、平成9年に開設されました。

このフラワーセンターの現在の状況と今後の展望について、幾つか伺います。

1番、まず開設当初の理念と現在の状況は、どのように認識し、評価しているか伺います。

2点目として、令和6年度の決算を見ると、販売管理費が3,204万円、販売収入額が2,689万円で、マイナス519万円となっています。ここ数年の決算を見ても、販売収入額が下回っています。今後、このマイナス部分をどのように改善しようとしているのか伺います。

3番、販売収入額を増やすための具体的施策の検討が必要と考えます。

令和6年度の販売収入額の中で、直売の金額は160万円とお聞きました。この直売金額の増加を図るべく、例えば特売日を設けて、町民ほかの皆さんに広く購入していただくなどの検討も必要ではないでしょうか。花苗の生産サイクルに合わせ、日時を特定して若干安く販売し、庭先で楽しんでいただければ、花のまちづくりの推進にもつながるのではないのでしょうか。

あわせて、特売日に合わせて、農家の皆さんに野菜や果物の直売をお願いし、売上げの相乗効果も期待できるかと思います。北部地区には農産物の直売所がありませんので、にぎわいの創出にもつながり、地域の活性化の可能性も考えられると思いますが、いかがでしょうか。

4番、花のまちづくりの拠点として、花苗生産を中心とした農業振興の拠点施設として発展を目指さなければなりません。並行して、あれだけの施設ですので、有効活用も考えなければならぬと思います。

10年ほど前に、農村地域の活性化のための交流を目的とした宿泊施設として改築が行われ、

新規就農を目指す人の宿泊施設としても利用されていました。現在、新規就農を目指す人の宿泊状況や、それ以外の宿泊者の拡大を目指しているのかどうか、現状と今後の方向性について伺います。

また、数年前から行われている木質バイオマス事業と有機物バイオ炭化事業について、現状と今後の事業の方向性について伺います。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、関 良幸議員のおぶせフラワーセンターの今後の展望についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の開設当初の理念と現在の状況をどのように評価をしているかという点でございます。

ご質問にもありましたとおり、おぶせフラワーセンターは、花の産地化を推進することを目的としまして、花苗の生産、花の栽培技術の指導、花の情報発信基地としての役割、これをもって、平成9年に開設をいたしました施設となります。

しかしながら、現状を率直に申し上げますと、当初の大きな目的の一つでありました花苗農家の育成という点におきましては、十分な成果に結びついていない、そういう認識を持っております。

現在のフラワーセンターは、町内各所の花壇を彩る質の高い花苗の安定的な供給源として、また、町民の皆さんの花づくりの拠点施設としての位置づけが強くなっております。当初ありました花の産地化、農家育成という役割は、もしかしたら薄れてきているかもしれませんが、花のまちづくりを支える重要な施設として、その役割を果たしていると、そのように評価しております。

2点目の販売収入額と管理運営費の関係の改善についてのご質問についてお答えをいたします。

こちら議員ご指摘のとおり、令和6年度の決算を見ますと、3,204万円の歳出に対し、歳入は2,689万円であり、単年度で見ますと515万円のマイナスとなっています。この3,204万円の歳出のうち、施設の老朽化などに伴います施設の修繕費、これが369万円を占めておりまして、ここ数年、施設の維持修繕に係る費用というものが増えていることもありまして、マイナスの幅を広げる要因にもなっているというふうに考えております。

このような維持修繕に関しましては、計画的かつ効果的な投資を心がけますとともに、日

頃の経費の節減や生産工程の効率化にも取り組みながら、花苗の販売価格の見直しなども視野に入れて、収支の改善に努めていきたいというふうに考えています。

3点目、販売収入額を増やすための具体的施策の検討が必要と考えるがとのご質問ですが、こちらもご質問にありましたように、令和6年度の販売収入額のうち、センター直売で売り上げました金額は160万円というふうになっています。もともと直売を主目的とした施設ではありませんけれども、近年は宿根草、多年草ともに花苗のバリエーションを増やしたり、あとセンター内の花壇を充実させましたり、あるいは講習会やワークショップ、こういったイベントを開催する中で、徐々に認知度も上がってきているというふう実感をしているところです。

ご提案いただきました花苗の生産に合わせた特売日の設定や、農家の皆さんにご協力をいただいての果物や野菜の直売店の併設、これにつきましては、今後の施設の在り方を考える上では、素晴らしいアイデアであるというふうに受け止めております。

また、こういった特売日などを通じまして、町民の皆さんに安価に花を楽しんでいただき、庭先を彩っていただくことは、花のまちづくりのさらなる推進にもつながるものというふうに思います。

さらに、農産物の直売というのは、売上げの相乗効果を生むだけではなく、これも質問にありましたけれども、直売所がない北部地区における新たなにぎわいの創出や地域活性化の拠点ともなる。そういった可能性も大いに秘めているというふうに考えています。

町としましても、そういったイベントなどの実施につきまして、実現に向けて検討を進めたいと思いますので、ぜひとも北部地区の農家の皆さんや関係する皆さん方が、ぜひ主体的に動いていただけるような、そんな環境ができればいいなと思いますものですから、議員におかれましても積極的にお力添えをいただきたく、お願い申し上げたいと思います。

4つ目の宿泊施設や木質バイオマス事業の現状と今後の方向性についてお答えをいたします。

農村地域の活性化のための交流事業や、あるいは新規就農を目指す人が農業体験を行う際に宿泊できるようにということで、センターの一部の部屋を改修して、宿泊できるようにいたしました。当初そんな活用もしておったのですが、農業体験で来られた方が、個人の方が宿泊されるわけですが、宿泊される際に、近くに飲食ですとか買物などをする場所がなかなかないというようなところで、若干不便であるというようなところがありまして、あるいは、宿泊者の方の安全面や施設全体のセキュリティーの観点などもございまして、他

の施設の活用のほうが有利であるというような考えもありまして、近年は、そういった単独としての宿泊施設としての利用は行っていないというのが実情になっております。

続いて、木質バイオマス事業についてですが、センター内では、小布施町環境グランドデザインの目標達成に向けまして、令和4年度から剪定枝などの有機物のバイオ炭化、令和5年度からは木質バイオマス熱利用と、2つの実証実験を実施してきています。

バイオ炭化では、総合公園や町内の果樹園などから集めた剪定枝や栗のいがなどを原料として、炭の試作を続けています。これは、地域おこし協力隊など若手の移住者が中心となりまして、製炭のノウハウが蓄積されましたけれども、今後は、バイオ炭の活用先を確立することが課題となっております。

また、木質バイオマスの熱利用については、センターのほうに導入をいたしました専用のボイラーの運用によりまして、もともと使っていた重油の使用料が削減されることで、燃料費が年間50万円程度削減されているということを確認しています。

一方で、ボイラーを安定的に稼働して、こうした導入効果を維持するためには、重油に代わる木質チップ燃料、この製造・供給を行う民間主体の事業が確立されて、かつ、ボイラーのメンテナンスなども地域内で行えることが必要となってまいります。そのため、小布施町よりも山林の資源を多く有する近隣の須坂市、高山村、あと須高地域の山主や林業事業者の皆様と共に、木質バイオマスの熱利用を持続的にやっていく条件を広域的に整備するため、官民連携での協議体の立ち上げを進めており、令和8年度より協議開始を予定しているところです。

いずれにいたしましても、花関連の施設に関しましては、フローラルガーデンといったような施設もございますし、関連の事業としまして、オープンガーデンといった様々な事業を推し進めております。こういった施策も含めまして、今後の花のまちづくりの方向性、これについて検討しながら、フラワーセンターの施設の在り方も早急に検討していかないといけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西和実君） 関 良幸議員。

○7番（関 良幸君） 3点ほど再質問いたします。

花苗農家の育成につながっていないという反省ということなんですが、ちょっとその辺は残念なんですが、もしそうであれば、やっぱり花のまちづくりを進めるという観点から、施設の有効活用を考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

一方で、直売、160万円という金額が全体的に多いのか少ないかというのは、非常に分析しづらいところもあるんですが、やっぱり直売というのを増やしていく考え方をしないといけないんじゃないかと。というのは、町の人たちに花をいっぱい買ってもらって、楽しんでもらうという施策が必要なんじゃないか。

直売しているということを知らない人も、結構多いんじゃないかというふうに思います。それから、多年草とか宿根草なんかも直売しているということを知らない人が多いんじゃないか。だから、やっぱりそういう広報も必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

2点目なんですけれども、数年前に聞いた話では、国の補助事業で建設した建物であるので、目的外使用とか用途変更、国との協議だとか制限がかなりかかっていると。ただ、開設から29年が経過していますので、そういう国の縛りというか、そういうものがかなり緩くなっているのかどうか。もし仮に緩くなっているのであれば、あれだけの施設ですので、施設のほかの用途活用みたいなものを考えていってもいいのではないかと。

北部地区にはご存じのとおり、公共施設がほとんどありません。あそこ、非常にもったいない施設だと、北部の活用を考えたときに、もったいない施設だというふうに思います。農産物の直売だけでなく、やっぱりそういうことも考えていかなければいけないというふうに思います。

私も具体的な案を持ち合わせているわけじゃないんですが、地元の皆さんの懇談の機会を設けていただいて、地元の皆さんの意見も広く聴取するような方策も必要なんではないかというふうに思います。

3点目は、これ町長にお聞きしたいんですが、町長は令和8年度の予算の中で、農業振興公約で、農業振興の中で新しい施策を打ち出しておられます。私は評価したいと思いますが、フラワーセンターをやはり農業振興の拠点として使っていくべきではないかと。

これも具体的な施策、私、持ち合わせているわけじゃないんですけれども、何かそういう面での活用ができるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、関議員の再質問、3点ございましたが、1点目と2点目について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目についてですが、花の農家の育成につながっていないというところの中から、施設の有効活用というご質問でございます。

実際には、先ほど答弁で申し上げたとおりの現状というふうには認識をしておりますので、さらなる有効活用を図ってまいりたいと思いますけれども、直売に関しましては、当初はやはり花の生産だったり、情報発信というものが主目的でしたので、そこでの販売というものはあまり意識をしていなかったというのが実情かと思います。ただ現在、施設の維持修繕費などにも多額の費用がかかっているというところがございますので、維持をしていく上では、それを賄うだけの収入というものが必要であろうと考えまして、様々な工夫をしているところでございまして、今、スタッフも非常に力を入れて、いろいろ頑張ろうとしておりますので、そこに主眼を置くというわけではございませんけれども、できるところの中で注力をしてまいりたいというふうに考えます。あわせて、広報についても考えてまいりたいと思います。

2点目です。こちらもご指摘ありましたとおり、平成8年の建設時に、国の補助を頂いて建設した施設になります。先ほどの質問にもありました宿泊施設を併設する際に、やはり用途の関係が若干変わってくるというところで、用途の変更といいますか、根本的な変更ではないんですが、もともと花卉の生産施設であったものに対して、そこに果樹等の生産、研修の施設というような位置づけを持たせて、手続をした経過がございました。

今後、こちらの主目的がもし変わってくるとすれば、そういった手続が必要になってくるかと思っておりますので、その辺は継続して調査をしてまいりたいと思いますが、基本的には耐用年数の関係もございまして、30年ほど経過しておりますけれども、木造ですとかそういったものであれば、比較的、耐用年数短いと思いますけれども、その辺も具体的にしっかりと数字を確認の上、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 大宮町長。

○町長（大宮 透君） それでは、関議員からの3点目の質問を含めて、私も補足をしながら答弁させていただきたいと思っております。

まず、ちょっとここ数年のフラワーセンターの状況を私なりに認識をしますと、直売を積極的にやり出したのはここ最近でもありますし、どちらかというと、花苗の生産拠点、また、花を作って行って販売していくということについて、非常に職員が前向きに取り組をしながら、安定的な体制をつくっていくということに、まず注力してきた数年だったというふうに思っています。

その中で、幾つかいろんな問題があったりとか、それでお騒がせしたこともありましたけ

れども、それも含めて、いろんな新しいチャレンジをしていこうと、いろんなものを育てて取り組んでいこうという中で、前向きに取り組んできた結果として、今、少しずつ直売の金額も伸びてきているというような状況もあるというふうに思っています。

一方で、そもそも、もう一度原点に立ち返って、あの場所をどういうふうに活用していくのかという視点については、骨太の議論であったりとか抜本的な見直し、施設の在り方の検討というのは十分にできてこなかったというのが、今現状だというふうに認識をしております。

検討の視点としては2つあるというふうに思っています、一つは、花のまちづくりの中でどういう位置づけにもう一度していくのかということ、もう一回議論していこうということと、あともう一つは、今議員からもご指摘にあるとおり、北部の拠点施設として、どういうふうな位置づけ、どういう可能性があるのかというふうに考えるのか。この2つの視点があるので、それを両方からいろいろ議論していきながら、クロスする部分をどういうふうに位置づけていくのかと、これはやっぱり検討していかなければいけないだろうと。

その中で、やはり北部の拠点施設の位置づけの一つとして、農業の拠点施設というのはあり得ると思いますし、以前の答弁の中で、結構農家さんがトイレで使っていただくとか、そういうことも含めて、結構立ち寄っていただいたりということもあるというふうには認識していますので、そういう機能としての人が集まる場所なのか、農家さんの例えば休憩の場所なのかとか、いろんな視点があろうかと思いますので、そのあたりはぜひ、そういった2つの2軸の検討を進めていきたいというふうに考えております。

あと、最後に個人的には、やはり押羽という地域の中で、非常に日本全国で見ても希少な花生産をされている、花の品種を新しく作られている方、関議員のご近所でもあられると思いますけれども、そういった方がいるというのは、非常に大きな地域資源だというふうに思っていますので、そういう民間の方とも連携を図りながら、どういう特色が出せるのかというのは、しっかり議論していきたいというふうに思っておりますので、またご相談に乗っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君） 以上で、関 良幸議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　０時０１分